

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 1 2021年7月10日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申 14 号「新型コロナウイルス感染症対応に 関する再申し入れ」幹事間議論 会社は不誠実な回答！会社の不適切な 判断で社員の不安・負担は増えている！！

7月8日地本は、申第13号において、浜松駅の社員に新型コロナウイルス感染者が発生し、業務中に濃厚接触した恐れがあったJR東海労組合員が、現場管理者から翌日勤務を自宅待機するよう指示され、結果として濃厚接触者とならなかったにもかかわらず年休を取得するよう求められたという事象について、会社が幹事間議論で「年休を懲癒した」「年休は本人が申し込んだものである」と回答し、「懲癒した」ことはあたかも不当ではないかのごとく主張していることなどに対し、「このような取扱いは看過できない」として会社に提出した申第14号の幹事間議論を行いました。以下、会社回答と主な議論です。

会社回答

1. 年休を懲癒した事実について、そのように取り扱う根拠を明らかにすること。

回答：浜松駅でのコロナ感染に伴い、年休を取得した社員についてであれば、5月19日に浜松駅社員の陽性が判明した段階で、濃厚接触者になる可能性があった社員について、翌日の勤務については一旦自宅待機することを伝えた。その後、保健所から濃厚接触者にあたらぬという見解が出たが、既に代務の手配が済んでいたことから年休を取得するか出勤するかという選択肢を示し、年休を懲癒しそれに対して本人が年休を申し込んだものである。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する勤務において、現場管理者は組合員社員に対し、年休の懲癒は行わないこと。

回答：引き続き、会社として適切に対応していく。

3. 「新型コロナウイルス感染症に関する勤務等の取扱い」について、現場管理者は、組合員社員に不利益が生じることのないよう選択肢に関する十分な説明を、本人に行うこと。

回答：引き続き、会社として適切に対応していく。

4. 「新型コロナウイルス感染症に関する勤務等の取扱い」について、業務起因で就業禁止となる場合の勤務は就業制限（勤務認証は「制限（有給）」とし、100/100の賃金を支給）とあるが、業務起因となる具体的事象を明らかにすること。

回答：業務起因か否かについては、保健所等の見解を踏まえ、会社として適切に判断する。

主な議論

組合：年休を懲遡すること自体が問題である。

会社：寺田さんが出る仕事は代務を立てているので、年休でも良いし会社でも良いという流れであるから、適切であった。

組合：もし寺田さんがコロナに感染していた場合で、保健所が感染場所は会社だったと認定した場合、年休の3日間は就業制限に変わるのか。

会社：ケースバイケースであり、寺田さんの場合どうなったかという仮定の話はできないが、保健所の見解を踏まえて適切に判断する。

組合：適切に判断するとはどういうことなのか。

会社：会社として適切に判断する。

組合：回答は不十分である。

以上